

ID: 70

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	特別の設備等の許可		
例規名 根拠条項	聖籠町社会体育施設条例 第11条（第16条第2項において適用する場合を含む。）		
例規番号	平成15年 条例第5号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(特別の設備等の制限)</p> <p>第十一条 使用者は、施設に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日